## 懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　第一東京弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　塩谷　安男
　登録番号　21337
　事 務 所　東京都千代田区九段北１－３－１
　　九段下プラザビル５階
　　弁護士法人塩谷総合法律事務所
3　処分の内容　業務停止３月
4　処分が効力を生じた年月日
　平成24年２月14日

平成 24 年２月 20 日　　日本弁護士連合会

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢25歳以上40歳以下位、男性の頭蓋骨と推定

上記の者は、平成23年８月20日午前６時30分頃、根室市琴平町１丁目沖合8.4㎞付近で発見された。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので心当たりの方は、当市市民福祉部までお申し出下さい。

平成 24 年３月６日

北海道　　根室市長　長谷川俊輔

## 行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定年齢50～70歳、身長165㎝前後、白色と黒色のボーダー柄半袖ポロシャツ、紺色ジーンズ、深緑色靴下、茶色カジュアルシューズ、所持金57円

上記の者は、平成24年１月４日午前９時43分和歌山県西牟婁郡上富田町生馬2692番地の１地主神社南東方約10m先山中で、死亡し白骨化しているところを発見された。死亡推定年月日は平成22年夏頃。身元不明のため斎場に於いて火葬に付し、遺骨は当町妙道寺に安置してあります。心当たりの方は、当町住民生活課生活グループまで申し出てください。

平成 24 年３月６日

和歌山県西牟婁郡

上富田町長　小出　隆道

## 公　示　送　達

宇都宮都市計画事業平松本町第三土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第１項及び第５項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

平成 24 年３月６日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業平松本町第三土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

1．書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
　住所　栃木県宇都宮市平松本町628番地７
　氏名　成田　忠信
2．仮換地指定通知の内容
　宇都宮都市計画事業平松本町第三土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第98条第１項の規定により、下表のとおり仮換地を指定しますので、同法同条第５項及び第99条第２項の規定により通知します。

| 従前の宅地 | | | | | | 仮換地 | | | | | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 町名 | 字 | 地番 | 地目 | 登記地積 ㎡ | 基準地積 ㎡ | 街区番号 | 画地番号 | 符号 | 位置 | 地積 ㎡ | |
| 平松本町 | 腰巻 | 628－７ | 宅地 | 154.21 | 155.83 | 5 | 5 | | 添付図面のとおり | 155.83 | 徴収清算相当地積 2.77㎡ |

| | |
|---|---|
| 仮換地の指定の効力発生の日 | 平成24年３月26日 |
| 仮換地について使用又は収益を開始することができる日 | 別に定めて通知する |

（注意）・　この通知書記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。
・　別に通知する「仮換地について使用又は収益を開始することができる日」までは仮換地を使用し、又は収益することができません。

教示　1．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
2．この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
3．上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市平松本町628番地７において掲示しています。

## 会社その他の公告

### 解散公告

当社は、平成二十三年六月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

北海道石狩市花畔四条二丁目一番五号
株式会社ＫＩＴＡＮＯＲＩ
代表清算人　坂井建設株式会社
代表清算人　坂井　芳一

### 解散公告

当社は、平成二十三年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

仙台市若林区中倉三丁目一二番二三号
有限会社東建材
清算人　成毛　一雄

### 解散公告

当社は、平成二十四年二月二十九日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

宮城県石巻市魚町一丁目七番地の七
株式会社山長水産
代表清算人　末永光太郎

### 解散公告

当社は、平成二十四年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年三月六日

埼玉県さいたま市浦和区元町二丁目一八番二四号
有限会社タカトキ
清算人　石井なを子

### 会社設立のお知らせ

平成二十四年二月十日、北海道旭川市三条通五丁目九番地に株式会社旭川リゾートプロが設立登記を完了し株式会社旭川リゾートプロがここに発足しましたのでお知らせします。

平成二十四年三月六日

代表取締役　嵐リ五十子